

四監査第 152 号

平成 24 年 3 月 9 日

四 国 中 央 市 長 井 原 巧 様

四 国 中 央 市 議 会 議 長 川 上 賢 孝 様

四 国 中 央 市 教 育 委 員 長 守 谷 一 郎 様

四国中央市監査委員 後藤光雄

四国中央市監査委員 新谷末次

平成 23 年度行政監査の結果について（報告）

（公金外現金の取扱状況について）

地方自治法第 199 条第 2 項の規定により、平成 23 年度の行政監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を報告する。

行政監査結果報告書
(公金外現金の取扱状況について)

平成24年3月
四国中央市監査委員

【目 次】

第1	行政監査の趣旨	1
第2	監査の概要	1
1	監査の目的	1
2	監査の対象	1
(1)	対象	1
(2)	除外	2
3	監査の期間	2
4	監査の方法	2
5	監査の概要	2
6	監査の主な着眼点	4
第3	監査の結果	4
1	改善・検討事項	5
(1)	会計事務について	5
ア	会計規則等の制定状況について	5
イ	内部チェック機能の状況について	6
ウ	出納整理簿等の作成状況について	6
エ	収支決算書の作成状況について	7
オ	監査機能について	7
(2)	通帳及び届出印等の保管状況について	8
ア	通帳等の保管方法について	8
イ	届出印の保管方法について	10
ウ	保管管理責任者の設置状況について	11
(3)	職員の団体事務従事について	12
ア	団体事務従事時間	12
イ	団体事務従事職員数	13
(4)	公金外現金等を市職員が管理している団体等について	14
ア	団体の予算規模	14
イ	設立後の経過年数	15
ウ	市補助金等の交付状況	16
エ	市内部に設置する団体事務局の状況	18
オ	各種団体事務を行う事由	18
2	意見	18
(1)	公金外現金取扱のリスク低減について	18
別表	公金外現金等一覧表	19

凡 例

文中及び各表中の構成比率は、表示単位未満は四捨五入した。端数の関係で各表中構成比率の内訳合計が100%にならない場合がある。

第1 行政監査の趣旨

行政監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき、市の事務の執行が、法令等の規定に従って適正に行われているかだけでなく、経済性、効率性及び有効性など、組織運営の合理性の観点に沿って監査を実施するものである。

当市においては毎年度テーマを選定しこの監査を実施しているが、平成23年度は次のとおり行政監査を行った。

第2 監査の概要

1 監査の目的

当市の公金取扱については地方自治法第235条の2（現金出納の検査及び公金の収納等の監査）、同法第235条の4（現金及び有価証券の保管）、四国中央市会計規則及び四国中央市水道局会計規程により適正に事務処理が行なわれているところであるが、平成22年6月1日（火）四国中央市教育委員会生涯学習課所管の公民館内の手提げ金庫に保管しておいた現金、映画チケット及び通帳が盗難にあった事件が発生している。このことは、公金以外で業務遂行上の必要性、住民及び関係団体等の要望等により市職員が預かっている現金等の取扱に関する危機管理の不備が懸念される場所である。

公金であれば四国中央市会計規則第175条から180条及び181条の規定により会計管理者による検査若しくは調査が行なわれ、また、地方自治法第199条第4項（財務監査）、第235条の2第1項（現金出納検査）の規定により、監査委員による監査が実施されるが、公金外の現金に関してはそれらの対象外であることから、現金出納、保管管理等について、管理方法、チェック機能が不十分ではないかと危惧される場所である。

よって、公金外現金等の市職員による取扱状況の実態を調査・検証することにより、危機管理上解消されるべきリスクの洗い出し、その解決に寄与するため行政監査を実施した。

2 監査の対象

（1）対象

公金外現金の定義は、法令等には見当たらないが敢えて言及するのであれば、公金の定義の外と認識されると考えられるので、まずは「公金」の定義を考察すべきものとする。公金としては地方自治法第235条の4において現金及び有価証券の保管に関する規定がなされており、同法第1項において普通地方公共団体の歳入歳出に属する現金として「歳計現金」及び同条第2項において債権の担保として徴するもののほか、普通地方公共団体の所有に属しない現金又は有価証券「歳入歳出外現金」とされている。よって、公金外現金とは「歳計現金」及び「歳入歳出外現金」以外の現金となる。

公金外現金の取扱に関しては、『新版 逐条地方自治法 第6次改定版』松本英昭著 学陽書房891頁において「歳入歳出外現金の制度は、普通地方公共団体が責任をもって現金の保管に当たる趣旨から法定され、整理されたのであるから、このほかにさらに普通地方公共団体が無制限にその所有に属しない、いわゆる“雑部金、（公金外現金）のような現金を保管することは考えられないところである。つまり、制度上は、さらに“雑部金、（公金外現金）というような現金は残り得ないということであり、普通地方公共団体が財務規則等により任意に“雑部金、（公金外現金）の制度を設けることはできないものである。仮に法律又は政令の規定によらない現金の保管があったとすれば、その現金の保管者個人が一般の私人と同じ立場において保管しているということになるが、運用としては、このような私人としての現金の保管は、責任の所在を不明瞭にするものでもあり、はじめから保管しないように厳に留意する必要がある

あろう。」とある。

※（ ）内は当監査委員

つまり、公金外現金の保管は責任の所在を不明瞭にするものであるから、市としては保管すべきものではないという見解になる。

しかし、現実として全国の各地方自治体においては、業務遂行上の必要性、住民及び関係団体等の必要性及び要望等により、また、諸制度の法令規則等でカバーしきれない運用の面をやむを得ず「雑部金、（公金外現金）を預かり保管することがある。尤も公金外現金を市が取扱わないことが原則ではあるが、こうした現実が存在するかぎり危機発生時に、公金外現金を取扱う当該市職員が私人としての責任が問われるのみではなく、当該市職員が所属する行政組織体としての社会的責任は市民視点からすれば当然厳しく問われるものであり、このリスクは市として厳然と存在することを認識すべきである。

よって、安易に当市の条例・規則等により規定するものではないが、市全体としての公金外現金に関する取扱いの基準等（マニュアル）を定めることにより、行政組織体として危機管理上のリスクを低減する努力が必要である。

この監査における公金外現金とは、四国中央市（小中学校含）職員が職務に関連して取扱う現金等（現金、預金、貯金又は有価証券等）で、公金に関する根拠規定である四国中央市会計規則及び四国中央市水道局会計規程が適用されないものをいう。

なお、監査の基準日である平成23年9月1日において、現金、預金等の残高が0であっても引続き公金外現金として取扱う場合は対象とした。

※ 地方自治法第235条の3における「一時借入金」及び地方自治法第241条における「基金」については、同様の取扱いであるということで「歳計現金」の範疇に該当する。

※ 教育委員会小中学校については、「地方財務事務提要」ぎょうせい（第2巻3450頁）「県費負担教職員の身分が小中学校を設置している市町村に属するものであることは地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定からあきらか」とあり、小中学校で取扱われる公金外現金等も対象とした。

（2）除外

監査対象からの除外に関しては、親睦会費、お茶代又は市職員が兼務辞令により他の団体の事務に従事している当該団体の現金等については、兼務先の職務に関するものであり、当該団体において監査が行なわれているので除外した。

3 監査の期間

平成23年10月1日から平成24年1月31日まで

4 監査の方法

監査の実施に当たっては、基準日において公金外現金に係る調書及び関係書類の提出を求め、関係書類等の調査をするとともに必要に応じて各所管関係職員より説明を聴取するなどの方法により実施した。

5 監査の概要

基準日において対象とする公金外現金の総数は339件である。その内大きく分類して個人的公金外現金193件（56.93%）、団体的公金外現金137件（40.41%）、政策的公金外現金7件（2.06%）、その他2件（0.59%）の4区分とした。

個人的公金外現金とは、基本的に個人からの預かり金として定義し、その内更に一時的預かり金50件（14.75%）と継続的預かり金143件（42.18%）とに分類した。

団体的公金外現金とは、基本的に各種団体会計に係る預かり金として定義し、その

内更に公的団体会計預かり金 98 件 (28.91%) と補助的団体会計預かり金 39 件 (11.50%) とに分類した。

政策的公金外現金とは、基本的に行政執行上やむを得ない預かり金として定義し、その内更に政策 (制度) 的預かり金 1 件 (0.29%) と任意的預かり金 6 件 (1.77%) とに分類した。

その他 2 件 (0.59%) としては、上記いずれにも属さない公金外現金とした。

以上、4 区分による 7 大分類とし、更にそれぞれ内容・事例により次表のように 10 小分類とすることとした。

公金外現金等分類一覧表

(単位：件、%)

No.	区 分	大分類	小 分 類	事 例	件数		構成比率	
1	個人的公金外現金	一時的預かり金	(1)	市民及び企業等からの義援金、募金等を市職員が一時的に預かりまとめて支払うもの	義援金、募金等、行旅死亡人所持金等	50	12	3.54
			(2)	イベント事業等に係る個人的実費又は経費を、市職員が一時的に預かりまとめて取扱業者に支払うもの	事業参加者の保険料等		38	11.21
		継続的預かり金	(3)	市の事業及び小・中学校等に係る個人負担的な預かり金の中から出納等を継続的に行うもの	学童保育、放課後児童クラブ等の間食代、教材費、事業関連材料費等預かり金等。幼・保・小・中学校給食費 (学校給食会会計)、教材費、修学旅行費等。	143	143	42.18
2	団体的公金外現金	公的団体会計預かり金	(1)	市が構成員として他の公的団体等と共同で運営する各種団体に係る (事務局等として) 公金外現金を取扱うもの	愛媛県市町○○○○協議会経費等	98	7	2.06
			(2)	市の事業に関連する協議会、委員会に係る (事務局等として) 公金外現金を取扱うもの	四国中央市○○協議会等、四国中央市○○委員会等の運営費、会費、積立金等		27	7.96
			(3)	市の関連団体及び学校等の P T A 等の現金・通帳を保管し公金外現金を取扱うもの	○○会 (公民館単位程度) 等の運営費、会費、積立金等。○○学校 P T A。		64	18.88
		補助的団体会計預かり金	(4)	市の補助対象団体の事業費等に係る (事務局等として) 公金外現金を取扱うもの	○○実行委員会、○○協議会等の運営費、会費、積立金等	39	39	11.50
3	政策的公金外現金	政策的預かり金	(1)	生活保護費預かり金	生活保護費預かり金	1	1	0.29
		任意的預かり金	(2)	成年後見制度や福祉権利擁護事業等が直ちに適用できず、他に適当な財産管理者がいない単身高齢者、緊急入院や親族からの虐待を受けている場合などに、必要やむを得ず現金を保管するもの	やむを得ない高齢者・障害者等の管理現金等	6	6	1.77
4	その他	(1)	上記以外のもの	上記以外の公金外現金を預かっているもの	2	2	2	0.59
合 計						339		100.00

部局別公金外現金の取扱件数では、9部局23課室で監査対象の公金外現金の取扱があり、教育委員会が280件（82.60%）と最も多く、その内学校教育課が243件（71.68%）と全体の7割を超え突出した状況である。これは市内各小中学校のPTA会費、教材費、修学旅行費等の預かり金が大多数を占めているためである。

監査の対象となった部局別公金外現金等取扱件数は次表のとおりである。

部局	部局別件数	構成比率	課	課別件数	構成比率
企画財務部	2	0.59	市長公室	2	0.59
総務部	3	0.88	総務課	1	0.29
			人事課	2	0.59
市民環境部	3	0.88	市民交流課	1	0.29
			国保医療課	1	0.29
			生活環境課	1	0.29
福祉保健部	26	7.67	社会福祉課	11	3.24
			高齢介護課	3	0.88
			こども課	5	1.47
			保健推進課	1	0.29
			福祉施設課	6	1.77
産業活力部	21	6.19	産業支援課	1	0.29
			観光交流課	15	4.42
			農業振興課	4	1.18
			農林水産課	1	0.29
建設部	2	0.59	港湾課	1	0.29
			都市計画課	1	0.29
教育委員会	280	82.60	学校教育課	243	71.68
			生涯学習課	26	7.67
			文化図書課	10	2.95
			人権啓発課	1	0.29
水道局	1	0.29	水道総務課	1	0.29
消防本部	1	0.29	安全・危機管理課	1	0.29
合計	339	100.00		339	100.00

6 監査の主な着眼点

(1) 会計事務について

- ア 会計規則等が制定されているか。
- イ 内部チェック機能があるか。
- ウ 出納整理簿等は作成されているか。
- エ 収支決算書は作成されているか。
- オ 監査機能があるか。

(2) 通帳及び届出印等の保管状況について

- ア 通帳等の保管方法は適正であるか。
- イ 届出印の保管方法は適正であるか。
- ウ 保管管理責任者は設置されているか。

第3 監査の結果

今回監査を実施した結果、次のとおり改善・検討すべき点が認められたので、各所管においてはこれらの事項に留意し、適正かつ的確な執行事務に一層努められたい。

なお、改善・検討すべき点が認められた公金外現金等は339件中314件（92.6%）で

あり、次のとおりである。

1 改善・検討事項

(1) 会計事務について

ア 会計規則等の制定状況について

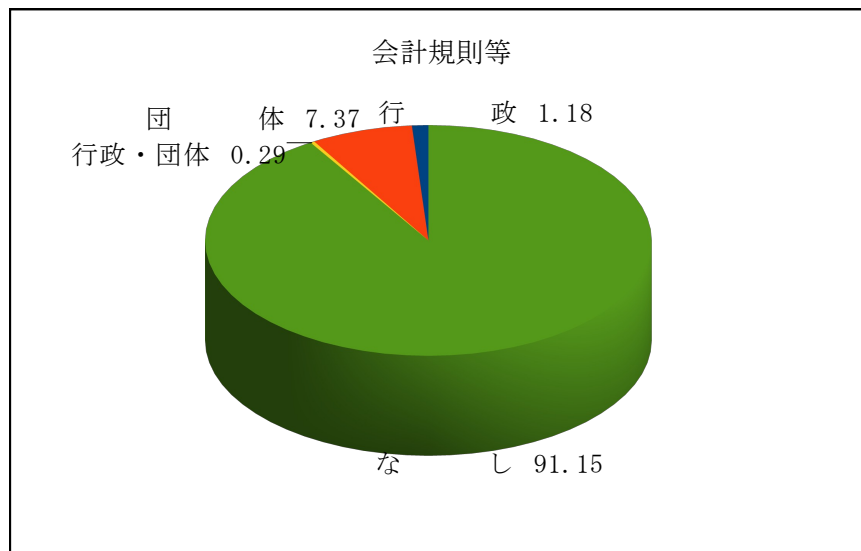
公金外現金に関する規定については、行政による会計規則等があるもの4件（1.18%）や、関係団体の会計規則等があるもの25件（7.37%）であるが、前述の第2監査の概要2監査の対象（1）対象により地方自治体としては扱うことのない現金であるが、やむを得ず当該市職員が公金外現金を預かる等の取扱いを行なう場合は市として危機管理上のリスクの低減を図るべきであり、その保管、出納及びチェック機能に係る基準等（マニュアル）は必要であると思われる。

よって、個人的公金外現金、政策的公金外現金及びその他については各所管課等で公金外現金の取扱基準等を定めるか、市全体若しくは各部局別などで統一的な規定が可能であるかも検討されることを望むものである。また、団体的公金外現金については関係団体との協議等により各団体において定められるのが望ましい。

なお、今回の監査対象において行政としての公金外現金の取扱規定が制定されているのは、福祉保健部福祉施設課の「四国中央市福祉施設入所者預り金等取扱規程」（以下「預り金等取扱規程」という。）があり、各所管課においては大いに参考になるのではないと思われる。

(1) ア 会計規則等（単位：件、%）

区分	件数	構成比率
行政	4	1.18
団体	25	7.37
行政・団体	1	0.29
なし	309	91.15
計	339	100.00



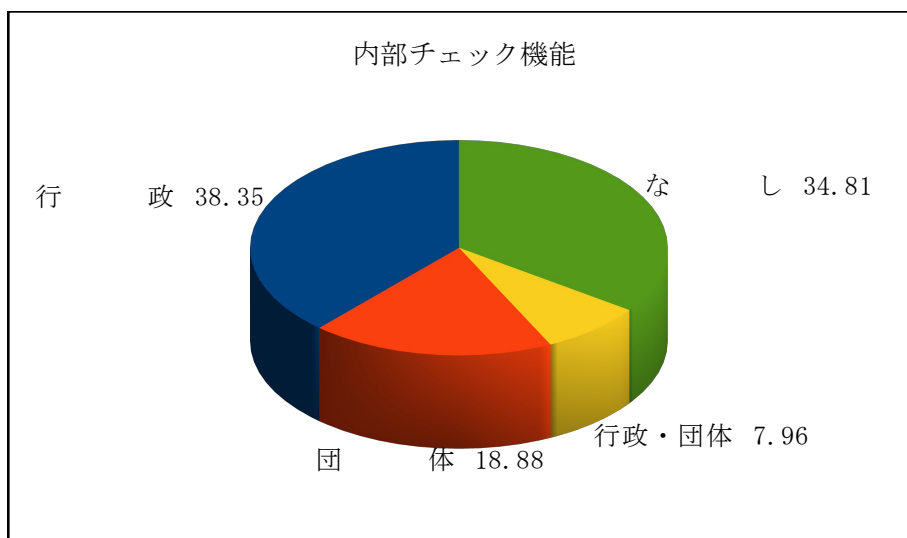
別表中番号	1、4～6、8～28、35～48、51、52、54、58～211、213～298、304～306、309～312、316～323、327～338
-------	--

イ 内部チェック機能の状況について

内部チェック機能については、行政によるものが130件（38.35%）で最も多く、次いで団体によるものが64件（18.88%）であるが、チェック機能のないものが118件（34.81%）と比較的高い割合であり、チェック機能なしで現金の経理がなされている実態が明らかとなったが、行政若しくは団体の機構によりチェック機能を働かせるよう望むものである。

(1) イ 内部チェック機能（単位：件、%）

区分	件数	構成比率
行政	130	38.35
団体	64	18.88
行政・団体	27	7.96
なし	118	34.81
計	339	100.00



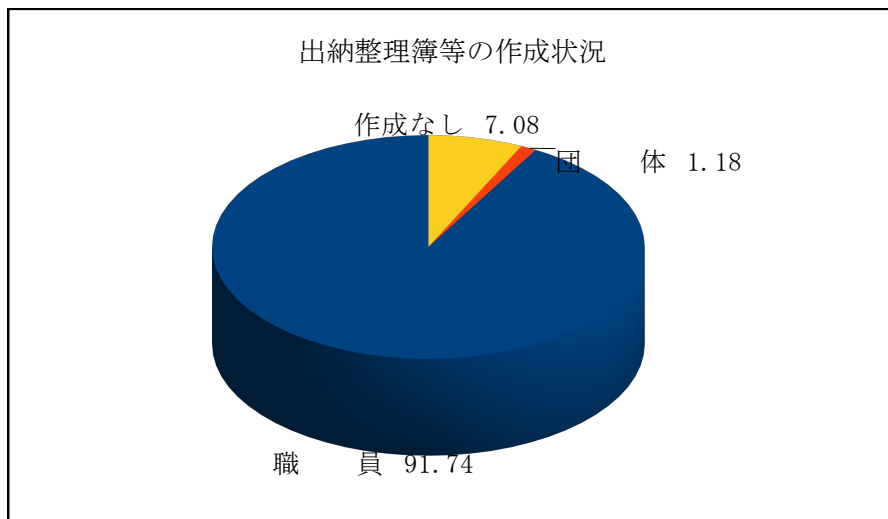
別表中番号	1、4、5、8、10、15～20、23、25、30、36～50、54、119、121～126、133、144、146～150、158、160～164、200～211、213～220、243～248、250、253、256～292、304、325、332
-------	--

ウ 出納整理簿等の作成状況について

出納整理簿等の作成については、市職員によるものが311件（91.74%）と大半を占めるが、作成されていないものが24件（7.08%）と僅かではあるが存在する。これは大半が現金のみを一時的に集金し預かり金として支払う場合が殆である。

(1) ウ 出納整理簿等の作成状況（単位：件、%）

区分	件数	構成比率
職員	311	91.74
団体	4	1.18
作成なし	24	7.08
計	339	100.00



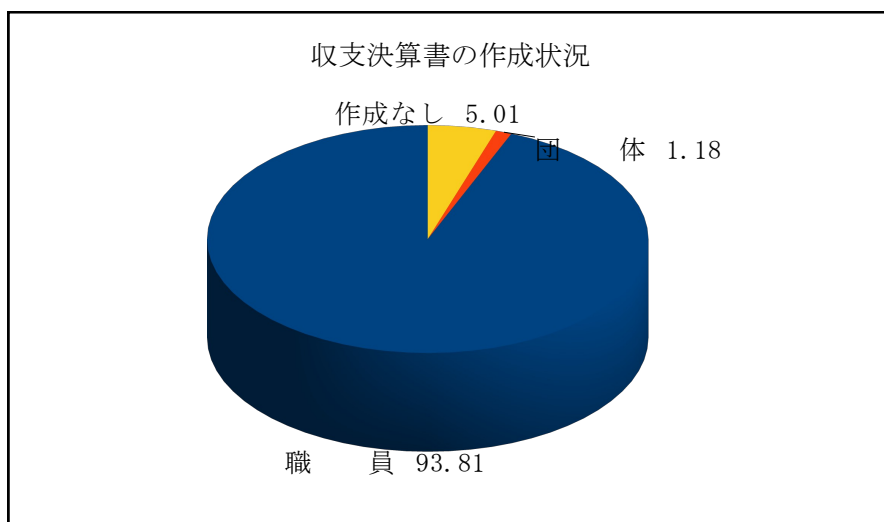
エ 収支決算書の作成状況について

収支決算書の作成については、職員によるものが318件（93.81%）と大半を占める。作成されていないものが17件（5.01%）存在するが、これは募金等の一時的な預かり金等であり大半が決算書の作成を要しないものとする。

※ 福祉保健部福祉施設課の預かり金については、預り金等取扱規程により決算書作成の義務はないが、同規程第11条及び12条に基づき定期的に施設長又は入所者又は身元引受人に報告することとなっている。

(1) エ 収支決算書の作成状況（単位：件、%）

区分	件数	構成比率
職員	318	93.81
団体	4	1.18
作成なし	17	5.01
計	339	100.00



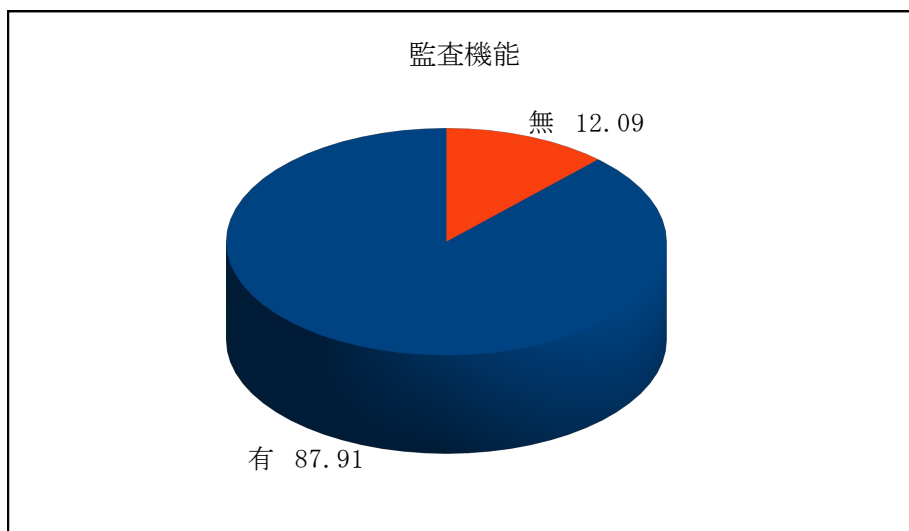
オ 監査機能について

監査機能については、機能があるものが298件（87.91%）であり、団体に係る預かり金等の現金の場合は監査機能があるものが殆どである。また、監査機能がないものは41件（12.09%）でありその事由としては義援金及び募金等の一時的な

預かり現金等であり、団体等本体の事務局等での監査機能にかかる場合であり、この各公金外現金については監査機能は要しないものとする。

(1) オ 監査機能 (単位：件、%)

区分	件数	構成比率
有	298	87.91
無	41	12.09
計	339	100.00



(2) 通帳及び届出印等の保管状況について

ア 通帳等の保管方法について

通帳を事務室内金庫で保管しているものは224件(66.08%)であり、鍵付書庫41件(12.09%)、鍵付机33件(9.73%)となっている。

通帳等の保管方法については、前述の第2監査の概要の2監査の対象(1)対象でも述べたとおり、公金外現金の取扱に関して当該市職員が私人として責任を問われるものであっても、市民から付託を受けた行政組織体として危機管理上の責任は回避できないものであり、公金に準じて取扱うことが的確であるとする。

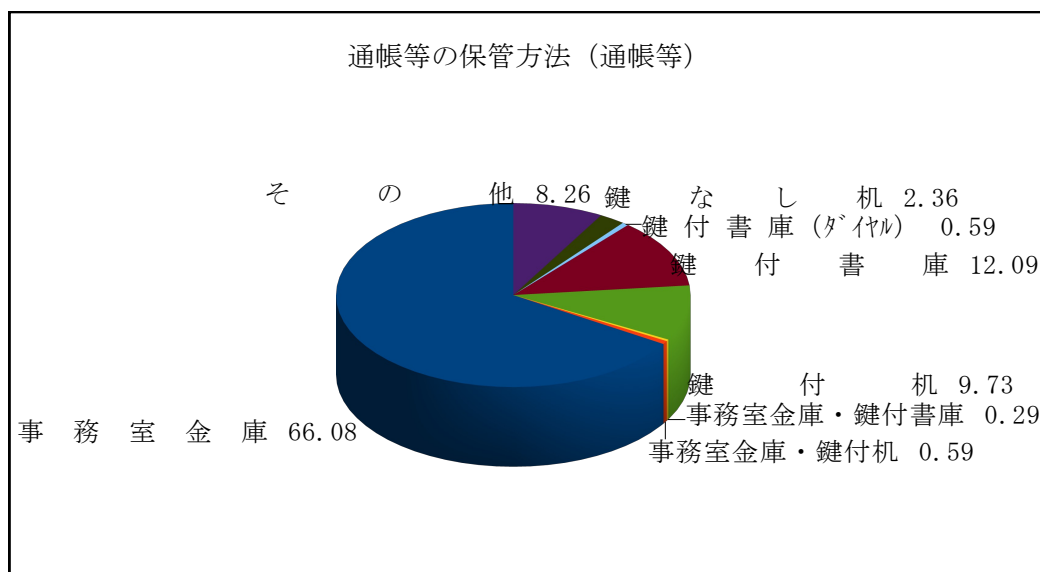
調書による実態からは、保管方法が何らかの形で鍵付のものは303件(89.38%)であり大半をしめている。しかし、鍵なしの場所に保管しているものが数件見受けられた。

公金外現金の場合は各所管課及び各施設等によって保管場所等の様々な条件が通常の行政の例に抛りがたいものが大多数であるが、努めて保管に関しては鍵の掛かる金庫で行なうのが最善とする。

よって、出来得る限り鍵の掛かる場所での保管が望ましいので、改善・検討されたい。

(2) ア 通帳等の保管方法（通帳等）（単位：件、%）

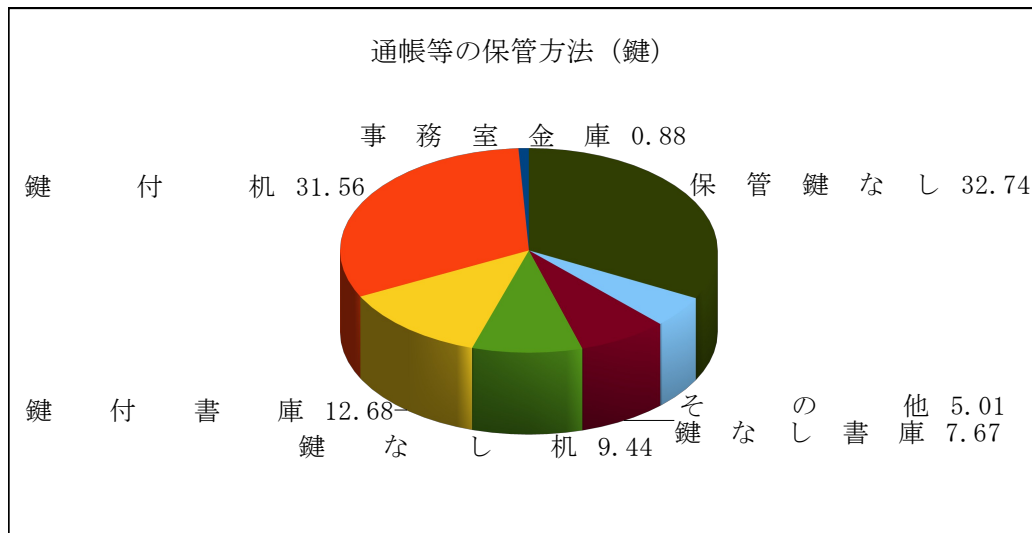
区分	件数	構成比率
事務室金庫	224	66.08
事務室金庫・鍵付机	2	0.59
事務室金庫・鍵付書庫	1	0.29
鍵付机	33	9.73
鍵付書庫	41	12.09
鍵付書庫(ダイヤル)	2	0.59
鍵なし机	8	2.36
その他	28	8.26
計	339	100.00



別表中番号	27、28、293～298
-------	---------------

(2) ア 通帳等の保管方法（鍵）（単位：件、%）

区分	件数	構成比率
事務室金庫	3	0.88
鍵付机	107	31.56
鍵付書庫	43	12.68
鍵なし机	32	9.44
鍵なし書庫	26	7.67
その他	17	5.01
保管鍵なし	111	32.74
計	339	100.00



イ 届出印の保管方法について

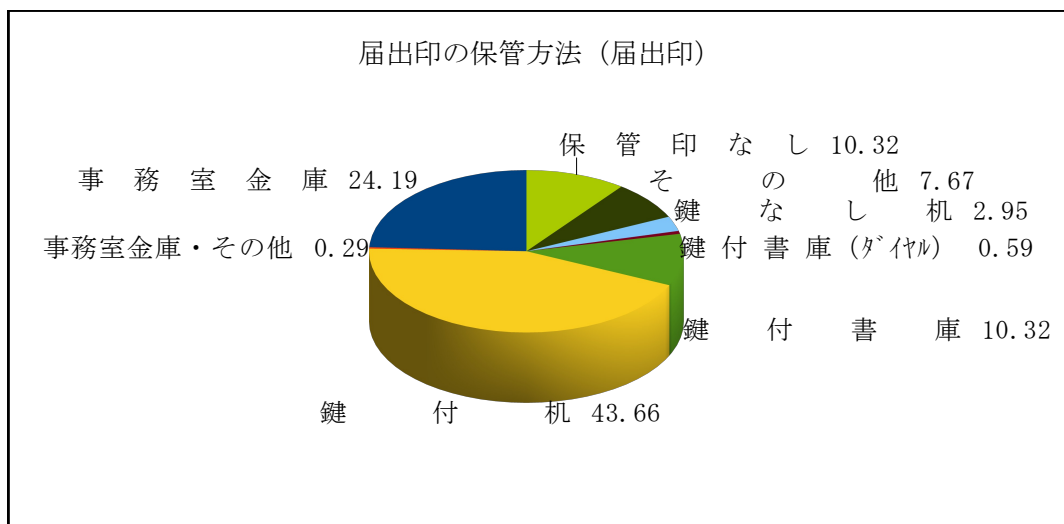
届出印を鍵付機で保管しているものが148件（43.66%）であり、事務室金庫82件（24.19%）鍵付書庫35件（10.32%）となっている。

届出印の保管方法については、通帳の保管と同様大切なものであり、通常通帳と届出印は別々に保管するのが安全と考えるが、鍵なし機に届出印を保管しているものが数件見受けられた。

よって、前述のA通帳等の保管方法と同様に、出来得る限り鍵の掛かる場所での保管が望ましいので改善・検討されたい。

（2）イ 届出印の保管方法（届出印）（単位：件、%）

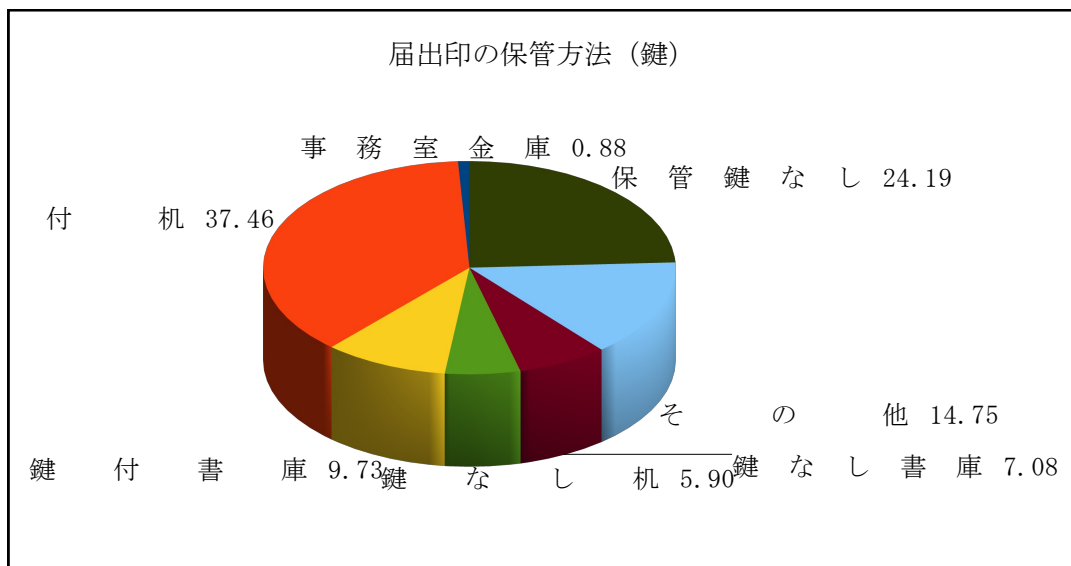
区分	件数	構成比率
事務室金庫	82	24.19
事務室金庫・その他	1	0.29
鍵付機	148	43.66
鍵付書庫	35	10.32
鍵付書庫(ダイヤル)	2	0.59
鍵なし機	10	2.95
その他の	26	7.67
保管印なし	35	10.32
計	339	100.00



別表中番号	9～17、23
-------	---------

(2) イ 届出印の保管方法（鍵）（単位：件、%）

区 分	件 数	構成比率
事 務 室 金 庫	3	0.88
鍵 付 机	127	37.46
鍵 付 書 庫	33	9.73
鍵 な し 机	20	5.90
鍵 な し 書 庫	24	7.08
そ の 他	50	14.75
保 管 鍵 な し	82	24.19
計	339	100.00



ウ 保管管理責任者の設置状況について

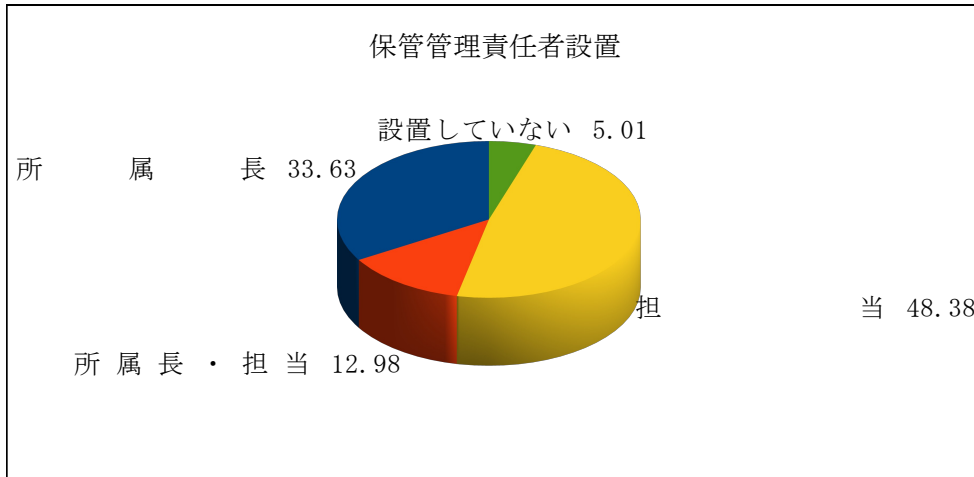
担当が保管管理責任者のものが164件（48.38%）、所属長114件（33.63%）となっている。

保管管理責任者の設置は公金外現金を取扱う上で、責任の所在を明らかにすることにより、適正な取扱事務の内部統制機能が働き、そのことによりリスクの低減が図られるものと考えているが、設置していないものが17件（5.01%）あった。

よって、**保管管理責任者を設置しリスクマネジメントの向上を望むものである。**

(2) ウ 保管管理責任者設置（単位：件、%）

区 分	件 数	構成比率
所 属 長	114	33.63
所 属 長 ・ 担 当	44	12.98
担 当	164	48.38
設 置 し て い な い	17	5.01
計	339	100.00



別表中番号	18、54、57、188～190、292～298、335～338
-------	----------------------------------

(3) 職員の団体事務従事について

ア 団体事務従事時間

公金外現金分類による団体的公金外現金を通帳及び現金等を含めて取扱っているものは128件、全件数339件の37.76%であり、その内の通帳を管理しているものが125件(97.66%)である。最も多かった部局課は、教育委員会学校教育課の50件(構成比率40.00%)であり、次いで同じく生涯学習課の25件(構成比20.00%)であった。

部局別公金外現金等取扱件数(団体関係)

(単位：件、%)

部局	部局別件数	構成比率	課	課別件数	構成比率	通帳等管理 件数	構成比率
企画財務部	2	1.56	市長公室	2	1.56	0	0.00
総務部	3	2.34	総務課	1	0.78	1	0.80
			人事課	2	1.56	2	1.60
市民環境部	3	2.34	市民交流課	1	0.78	1	0.80
			国保医療課	1	0.78	0	0.00
			生活環境課	1	0.78	1	0.80
福祉保健部	9	7.03	社会福祉課	5	3.91	5	4.00
			高齢介護課	1	0.78	1	0.80
			こども課	0	0.00	0	0.00
			保健推進課	1	0.78	1	0.80
			福祉施設課	2	1.56	2	1.60
産業活力部	21	16.41	産業支援課	1	0.78	1	0.80
			観光交流課	15	11.72	15	12.00
			農業振興課	4	3.13	4	3.20
			農林水産課	1	0.78	1	0.80
建設部	2	1.56	港湾課	1	0.78	1	0.80
			都市計画課	1	0.78	1	0.80
教育委員会	86	67.19	学校教育課	50	39.06	50	40.00
			生涯学習課	25	19.53	25	20.00
			文化図書課	10	7.81	10	8.00
			人権啓発課	1	0.78	1	0.80
水道局	1	0.78	水道総務課	1	0.78	1	0.80
消防本部	1	0.78	安全・危機管理課	1	0.78	1	0.80
合計	128	100.00		128	100.00	125	100.00

団体事務に従事している年間時間は10時間～50時間未満57件(44.53%)、100時間～500時間25件(19.53%)などとなっている。

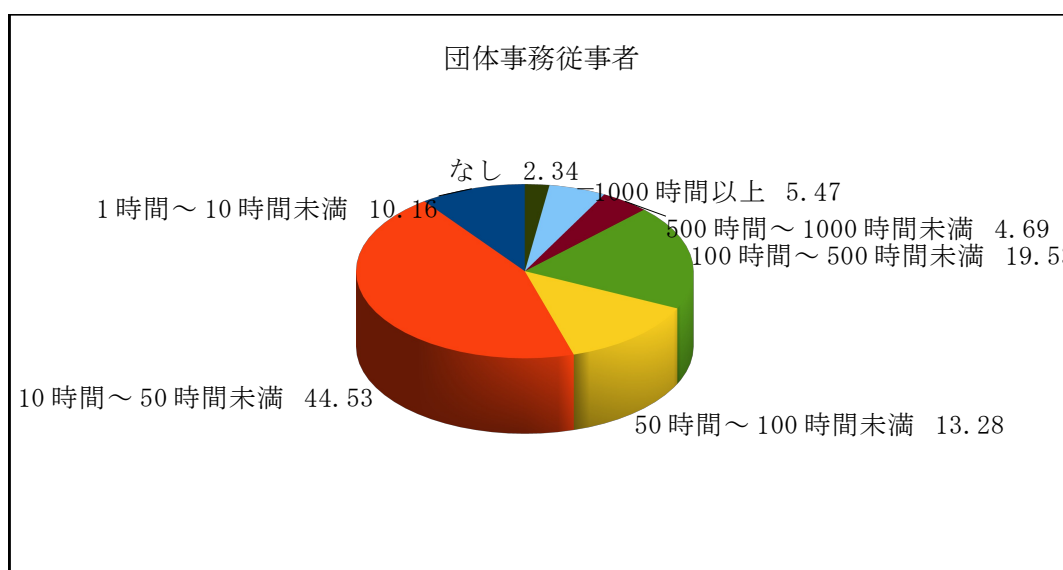
なお、最も従事時間の多い1,000時間を超えるものが7件（5.47%）となっている。

(3) ア 団体事務の従事

(単位：件、%)

区分	件数	構成比率	従事時間	件数	構成比率
通帳管理している	125	97.66	1時間～10時間未満	13	10.16
			10時間～50時間未満	57	44.53
			50時間～100時間未満	17	13.28
			100時間～500時間未満	25	19.53
			500時間～1000時間未満	6	4.69
			1000時間以上	7	5.47
通帳管理していない	3	2.34	—	3	2.34
計	128	100.00		128	100.00

※ 公金外現金分類一覧表中No.2の総数との不一致は、団体の現金等を取扱うが事務には従事していない等の事由による。

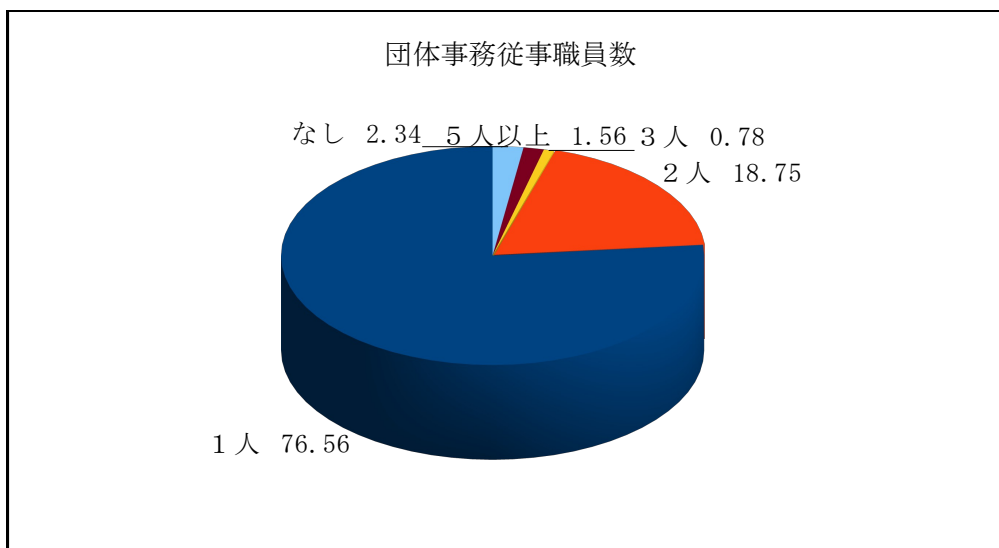


イ 団体事務従事職員数

通帳管理しているもののうち、市職員の団体事務従事者1人が98件（76.56%）、同じく2人が24件（18.75%）などとなっている。

(3) イ 団体事務従事職員数 (単位：件、%)

区分	件数	構成比率	人数	件数	構成比率
通帳管理している	125	97.66	1人	98	76.56
			2人	24	18.75
			3人	1	0.78
			4人	0	0.00
			5人以上	2	1.56
通帳管理していない	3	2.34	—	3	2.34
計	128	100.00		128	100.00



(4) 公金外現金等を市職員が管理している団体等について

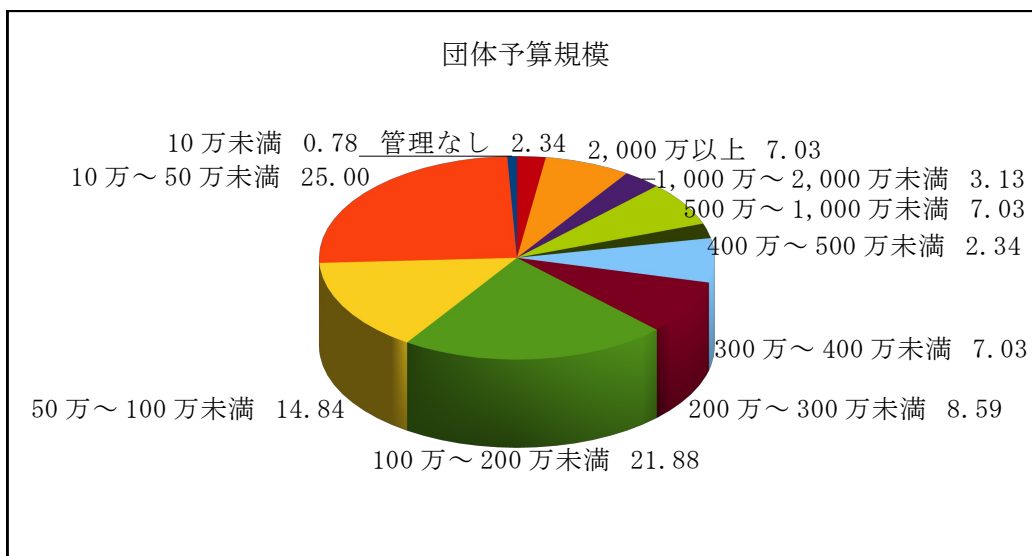
ア 団体の予算規模

通帳を管理しているもののうち、団体予算規模が10万円～50万円未満が32件(25.00%)、100万円～200万円未満が28件(21.88%)などとなっている。なお、最も多い2,000万円を超えるものが9件(7.03%)となっている。

(4) ア 団体予算規模

(単位：件、%、円)

区分	件数	構成比率	予算額	件数	構成比率
通帳管理している	125	97.66	10万未満	1	0.78
			10万～50万未満	32	25.00
			50万～100万未満	19	14.84
			100万～200万未満	28	21.88
			200万～300万未満	11	8.59
			300万～400万未満	9	7.03
			400万～500万未満	3	2.34
			500万～1,000万未満	9	7.03
			1,000万～2,000万未満	4	3.13
			2,000万以上	9	7.03
通帳管理していない	3	2.34	10万未満	0	0.00
			10万～50万未満	0	0.00
			50万～100万未満	0	0.00
			100万～200万未満	0	0.00
			200万～300万未満	0	0.00
			300万～400万未満	1	0.78
			400万～500万未満	0	0.00
			500万～1,000万未満	1	0.78
			1,000万～2,000万未満	0	0.00
			2,000万以上	1	0.78
計	128	100.00		128	100.00

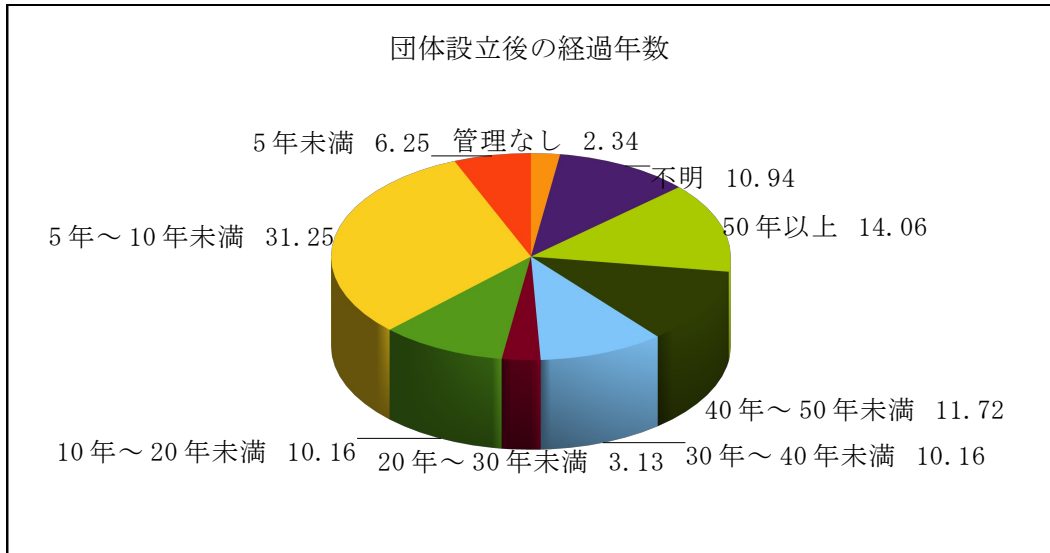


イ 設立後の経過年数

通帳を管理しているもののうち、団体設立後の経過年数が5年～10年未満40件（31.25%）、50年以上18件（14.06%）などとなっている。

（4）イ 団体設立後の経過年数 （単位：件、%、円）

区分	件数	構成比率	年数	件数	構成比率
通帳管理している	125	97.66	1年未満	0	0.00
			5年未満	8	6.25
			5年～10年未満	40	31.25
			10年～20年未満	13	10.16
			20年～30年未満	4	3.13
			30年～40年未満	13	10.16
			40年～50年未満	15	11.72
			50年以上	18	14.06
			不明	14	10.94
通帳管理していない	3	2.34	1年未満	0	0.00
			5年未満	1	0.78
			5年～10年未満	1	0.78
			10年～20年未満	0	0.00
			20年～30年未満	1	0.78
			30年～40年未満	0	0.00
			40年～50年未満	0	0.00
			50年以上	0	0.00
計	128	100.00		128	100.00



ウ 市補助金等の交付状況

通帳を管理しているもののうち、市から補助金等の交付のあった団体は61件（47.66%）となっており、交付のないものが64件（50.00%）となっている。

預かり金等のある団体に対する市からの補助金等（負担金を含む）の総額は、146,972,126円（平成22年度決算額）であった。通帳を管理している団体に交付された補助金等のうち最も高額であったのは、四国中央市地域公共交通活性化協議会負担金の41,705,000円である。

（4）ウ 市補助金等の交付状況 （単位：件、%）

区分	件数	構成比率	補助金等交付	件数	構成比率
通帳管理している	125	97.66	有	61	47.66
			無	64	50.00
通帳管理していない	3	2.34	有	2	1.56
			無	1	0.78
計	128	100.00		128	100.00

(4) ウ 補助金等の交付状況内訳(負担金含む)

(単位:円)

No.	部	課	施設名	名称	区分	(4) 公金外現金を市が管理している団体等
						ウ 市補助金等の交付状況
						金額
2	企画財務部	市長公室		全国青年市長会	2-(1)	(負)30,000
3	総務部	総務課		四国中央市地域公共交通活性化協議会	2-(2)	(負)41,705,000
6	市民環境部	市民交流課		四国中央市国際交流協会	2-(4)	4,053,000
7	"	国保医療課		愛媛県後期高齢者医療広域連合	2-(1)	(負)26,040,440
8	"	生活環境課		四国中央市環境保全協議会	2-(4)	1,360,000
13	福祉保健部	社会福祉課		四国中央市遺族会	2-(4)	850,000
14	"	"		四国中央市傷痍軍人会	2-(4)	210,000
15	"	"		四国中央市障害者福祉団体連合会	2-(1)	2,544,000
16	"	"		四国中央市伊予三島支部障害者福祉団体連合会	2-(1)	991,104
17	"	"		四国中央市視覚障害者協会	2-(1)	76,400
20	"	高齢介護課		四国中央市老人クラブ連合会	2-(4)	5,247,000
28	"	保健推進課		四国中央市救急医療対策協議会	2-(2)	136,000
35	産業活力部	産業支援課		紙まつり実行委員会	2-(4)	4,800,000
37	"	観光交流課		伊予三島秋祭実行委員会	2-(4)	2,560,000
38	"	"		みなと祭実行委員会	2-(4)	3,000,000
39	"	"		四国中央市磐座太鼓保存会	2-(4)	560,000
41	"	"		コスモス感謝祭実行委員会	2-(4)	1,150,000
43	"	"		四国中央市物産協会	2-(4)	200,000
44	"	"		四国中央市観光協会	2-(4)	12,099,000
50	"	"		霧の森青空市かほり	2-(4)	400,000
51	"	農業振興課		やまじ風対策協議会	4-(1)	(負)726,000
52	"	"		産業祭実行委員会	2-(4)	3,280,000
53	"	"		四国中央市担い手育成総合支援協議会	2-(4)	751,000
54	"	"		四国中央市酪農振興会	2-(4)	490,000
55	"	農林水産課		川之江地区土地改良区	2-(4)	1,280,000
211	教育委員会	学校教育課	川之江北中学校	四国中央市立川之江北中学校文化体育振興会	2-(4)	902,513
223	"	"	三島西中学校	クラブ後援会会計	2-(4)	400,000
237	"	"	三島南中学校	部活動後援会	2-(4)	300,000
251	"	"	土居中学校	体育後援会	2-(4)	1,040,000
292	"	"		四国中央市特別支援教育育成会	2-(4)	2,113,000
294	"	"		四国中央市学校給食会(川之江地域小学校)	2-(4)	678,312
295	"	"		四国中央市学校給食会(川之江地域中学校)	2-(4)	412,808
296	"	"		四国中央市学校給食会(三島地域)	2-(4)	1,109,975
297	"	"		四国中央市学校給食会(土居地域)	2-(4)	488,058
298	"	"		四国中央市学校給食会(新宮地域)	2-(4)	46,516
299	"	"		財団法人伊予三島奨学会	2-(3)	200,000
300	"	"		財団法人川之江奨学会	2-(3)	200,000
301	"	生涯学習課		四国中央市PTA連合会	2-(4)	848,000
302	"	"		四国中央市連合婦人会	2-(4)	1,600,000
303	"	"		四国中央市愛護班連絡協議会	2-(4)	680,000
305	"	"	川之江公民館	川之江地区ふるさとづくり推進協議会	2-(2)	300,000
306	"	"	金生公民館	金生地区ふるさとづくり推進協議会	2-(2)	300,000
309	"	"	上分公民館	上分地区ふるさとづくり推進協議会	2-(2)	300,000
310	"	"	金田公民館	金田地区ふるさとづくり推進協議会	2-(2)	300,000
311	"	"	川滝公民館	川滝地区ふるさとづくり推進協議会	2-(2)	300,000
312	"	"	妻島公民館	妻島地区ふるさとづくり推進協議会	2-(2)	300,000
316	"	"	松柏公民館	松柏公民館ふるさとづくり実行委員会	2-(2)	300,000
317	"	"	三島公民館	三島公民館ふるさとづくり実行委員会	2-(2)	300,000
318	"	"	中曽根公民館	中曽根公民館ふるさとづくり実行委員会	2-(2)	300,000
319	"	"	中之庄公民館	中之庄公民館ふるさとづくり実行委員会	2-(2)	300,000
320	"	"	寒川公民館	寒川公民館ふるさとづくり実行委員会	2-(2)	300,000
321	"	"	豊岡公民館	豊岡町ふるさとづくり実行委員会	2-(2)	300,000
322	"	"	嶺南公民館	嶺南公民館ふるさとづくり実行委員会	2-(2)	220,000
323	"	"	新宮公民館	新宮地区ふるさとづくり推進協議会	2-(2)	458,000
324	"	"	"	宇摩交通安全協会新宮支部	2-(2)	60,000
326	"	"		四国中央市スポーツ少年団	2-(4)	768,000
327	"	文化図書課		四国中央ふれあい大学	2-(4)	6,100,000
328	"	"		県展移動展	2-(4)	96,000
331	"	"	暁雨館	四国中央伝統芸能保存会	2-(4)	264,000
332	"	"	"	俳諧の里土居俳句大会実行委員会	2-(4)	80,000
333	"	"		四国中央市文化協会	2-(4)	1,168,000
337	"	人権啓発課		四国中央市人権教育協議会	2-(4)	6,500,000
338	水道局	水道総務課		四国中央市湖水まつり実行委員会	2-(4)	2,100,000
合 計						146,972,126

エ 市内部に設置する団体事務局の状況

市内部に団体の事務局を設置している団体は、通帳を管理しているもののうち111件（86.72%）、設置していない団体が14件（10.94%）となっている。

(4) エ 市内部設置団体事務局状況 (単位：件、%)

区分	件数	構成比率	設置状況	件数	構成比率
通帳管理している	125	97.66	有	111	86.72
			無	14	10.94
通帳管理していない	3	2.34	有	0	0.00
			無	3	2.34
計	128	100.00		128	100.00

オ 各種団体事務を行う事由

各種団体事務を市が行う事由としては、通帳を管理しているもののうち事務局を兼務している場合が120件（93.75%）で最も多く、育成援助が僅かであり団体と市行政との深い関係を窺わせるものである。

(4) オ 各種団体事務を行う事由 (単位：件、%)

区分	件数	構成比率	事由	件数	構成比率
通帳管理している	125	97.66	事務局兼務	120	93.75
			育成援助	3	2.34
			その他	2	1.56
通帳管理していない	3	2.34	事務局兼務	1	0.78
			育成援助	0	0.00
			その他	2	1.56
計	128	100.00		128	100.00

※事務局兼務と育成援助が重複1件については、事務局兼務にカウントした。

2 意見

(1) 公金外現金取扱のリスク低減について

現金の取扱について公金は法令等の規定により適正に運用されるべきであるが、公金外現金の取扱に関しては、前述の第2監査の概要の2監査の対象（1）対象で述べたとおり、危機管理の大前提として市職員が預からないことが求められる。

やむを得ず市職員が公金外現金を取扱うことになっても、リスクマネジメントの見地からリスクの低減を図るべきである。

ひとつの例として、指摘事項とはしなかったが、通帳と届出印の保管場所が鍵の掛かる金庫等を問わず同じ場所に保管されている場合は、盗難等により現金引出しのリスクが高くなるので、回避されることを望むものである。

別表 公金外現金等一覧表

1 / 7

No.	部	課	施設名	名称	分類
1	企画財務	市長公室		市民で灯そう10万の光り実行委員会	1 - (1)
2	〃	〃		全国青年市長会	2 - (1)
3	総務部	総務課		四国中央市地域公共交通活性化協議会	2 - (2)
4	〃	人事課		愛媛県市町村職員年金者連盟四国中央市支部	2 - (3)
5	〃	〃		愛媛県市町村職員年金者連盟四国中央市支部伊予三島会	2 - (3)
6	市民環境部	市民交流課		四国中央市国際交流協会	2 - (4)
7	〃	国保医療課		愛媛県後期高齢者医療広域連合	2 - (1)
8	〃	生活環境課		四国中央市環境保全協議会	2 - (4)
9	福祉保健部	社会福祉課		被災地義援金	1 - (1)
10	〃	〃		四国中央市災害対策本部	1 - (1)
11	〃	〃		日赤四国中央市	2 - (1)
12	〃	〃		日赤四国中央地区災害基金	2 - (1)
13	〃	〃		四国中央市遺族会	2 - (4)
14	〃	〃		四国中央市傷痍軍人会	2 - (4)
15	〃	〃		四国中央市障害者福祉団体連合会	2 - (1)
16	〃	〃		四国中央市伊予三島支部障害者福祉団体連合会	2 - (1)
17	〃	〃		四国中央市視覚障害者協会	2 - (1)
18	〃	〃		戦没者遺族等に対する特別弔慰金の国庫債券	1 - (1)
19	〃	〃		生活保護費分割支給金	3 - (1)
20	〃	高齢介護課		四国中央市老人クラブ連合会	2 - (4)
21	〃	〃		事務管理（相続財産管理人選任申立関係分）	3 - (2)
22	〃	〃		事務管理（成年後見人選任申立関係分）	3 - (2)
23	〃	こども課		みしま児童センター運営委員会	2 - (2)
24	〃	〃		放課後児童クラブ	1 - (3)
25	〃	〃		幼児クラブ	1 - (3)
26	〃	〃		川の江児童館放課後児童クラブ	1 - (3)
27	〃	〃		川の江児童館幼児クラブ	1 - (3)
28	〃	保健推進課		四国中央市救急医療対策協議会	2 - (2)
29	〃	福祉施設課	萬翠荘	特別養護老人ホーム萬翠荘家族会	2 - (3)
30	〃	〃	〃	特別養護老人ホーム萬翠荘入所者預り金	3 - (2)
31	〃	〃	豊寿園	特別養護老人ホーム豊寿園家族会「むつみ会」	2 - (3)
32	〃	〃	〃	特別養護老人ホーム豊寿園入所者預り金	3 - (2)
33	〃	〃	敬寿園	養護老人ホーム敬寿園入所者預り金	3 - (2)
34	〃	〃	太陽の家	太陽の家入所者及び入所児（預り金及び小遣金）	3 - (2)
35	産業活力部	産業支援課		紙まつり実行委員会	2 - (4)
36	〃	観光交流課		ふれあいビーチ活性化推進協議会	2 - (3)
37	〃	〃		伊予三島秋祭実行委員会	2 - (4)
38	〃	〃		みなと祭実行委員会	2 - (4)
39	〃	〃		四国中央磐座太鼓保存会	2 - (4)
40	〃	〃		カミンバ実行委員会	2 - (3)
41	〃	〃		コスモス感謝祭実行委員会	2 - (4)
42	〃	〃		土居町太鼓台運営委員会	2 - (3)
43	〃	〃		四国中央市物産協会	2 - (4)
44	〃	〃		四国中央市観光協会	2 - (4)
45	〃	〃		四国中央市川の江観光協会	2 - (4)
46	〃	〃		四国中央市川の江太鼓台連絡協議会	2 - (3)
47	〃	〃		四国中央市新宮観光協会	2 - (3)
48	〃	〃		塩塚高原山焼き実行委員会	2 - (3)
49	〃	〃		ふるさと友の会	2 - (3)
50	〃	〃		霧の森青空市かほり	2 - (4)

別表 公金外現金等一覧表

2 / 7

No.	部	課	施設名	名称	分類
51	〃	農業振興課		やまじ風対策協議会	4 - (1)
52	〃	〃		産業祭実行委員会	2 - (4)
53	〃	〃		四国中央市担い手育成総合支援協議会	2 - (4)
54	〃	〃		四国中央市酪農振興会	2 - (4)
55	〃	農林水産課		川之江地区土地改良区	2 - (4)
56	建設部	港湾課		四国中央港湾物流センター協議会	4 - (1)
57	〃	都市計画課		四国中央市違反屋外広告物一掃運動推進協議会	2 - (2)
58	教育委員会	学校教育課	川之江小学校	P T A会計	2 - (3)
59	〃	〃	〃	学校給食費会計	1 - (3)
60	〃	〃	〃	修学旅行(6年)・少年自然の家(5年)・社会見学(4年)	1 - (3)
61	〃	〃	〃	学級会計・教材費	1 - (3)
62	〃	〃	〃	図書費会計	1 - (3)
63	〃	〃	〃	児童会会計(1円募金・義援金)	1 - (1)
64	〃	〃	〃	四国中央市特別支援教育育成会助成金	1 - (3)
65	〃	〃	金生第一小学校	P T A会費・P T A特別会費	2 - (3)
66	〃	〃	〃	給食費	1 - (3)
67	〃	〃	〃	修学旅行費	1 - (2)
68	〃	〃	〃	自然の家体験活動費	1 - (2)
69	〃	〃	〃	学級会計・教材費	1 - (3)
70	〃	〃	〃	義援金・一円募金	1 - (1)
71	〃	〃	〃	四国中央市特別支援教育育成会助成金	1 - (3)
72	〃	〃	金生第二小学校	P T A会計	2 - (3)
73	〃	〃	〃	給食会計	1 - (3)
74	〃	〃	〃	振興会会計	1 - (1)
75	〃	〃	〃	修学旅行費(6年)・少年自然の家(5年)・社会見学(4年)	1 - (2)
76	〃	〃	〃	児童会会計(1円募金・義援金)	1 - (1)
77	〃	〃	〃	学年会計	1 - (3)
78	〃	〃	〃	四国中央市特別支援教育育成会助成金	1 - (3)
79	〃	〃	上分小学校	P T A会計	2 - (3)
80	〃	〃	〃	給食会計	1 - (3)
81	〃	〃	〃	児童会会計	1 - (1)
82	〃	〃	〃	修学旅行会計	1 - (2)
83	〃	〃	〃	自然の家会計	1 - (2)
84	〃	〃	〃	学級会計・教材費	1 - (3)
85	〃	〃	〃	体育推進後援会	2 - (3)
86	〃	〃	〃	四国中央市特別支援教育育成会助成金	1 - (3)
87	〃	〃	南小学校	P T A会計	2 - (3)
88	〃	〃	〃	給食費会計	1 - (3)
89	〃	〃	〃	児童会(義援金・募金)	1 - (1)
90	〃	〃	〃	修学旅行費	1 - (2)
91	〃	〃	〃	自然の家体験活動費	1 - (2)
92	〃	〃	〃	学級会計・教材費	1 - (3)
93	〃	〃	〃	四国中央市特別支援教育育成会助成金	1 - (3)
94	〃	〃	〃	資源回収会計	1 - (3)
95	〃	〃	〃	図書費会計	1 - (3)
96	〃	〃	川滝小学校	P T A会計	2 - (3)
97	〃	〃	〃	学校給食会計	1 - (3)
98	〃	〃	〃	教材費	1 - (3)
99	〃	〃	〃	自然の家体験活動費	1 - (2)
100	〃	〃	〃	修学旅行費	1 - (2)

別表 公金外現金等一覧表

3 / 7

No.	部	課	施設名	名称	分類
101	〃	〃	〃	四国中央市特別支援教育育成会助成金	1 - (3)
102	〃	〃	妻鳥小学校	P T A会費	2 - (3)
103	〃	〃	〃	給食費	1 - (3)
104	〃	〃	〃	教材費	1 - (3)
105	〃	〃	〃	修学旅行費	1 - (2)
106	〃	〃	〃	少年自然の家活動費	1 - (2)
107	〃	〃	〃	四国中央市特別支援教育育成会助成金	1 - (3)
108	〃	〃	松柏小学校	P T A会計	2 - (3)
109	〃	〃	〃	P T A事業推進費	2 - (3)
110	〃	〃	〃	児童活動費会計 (P T A)	2 - (3)
111	〃	〃	〃	学習費 (P T A)	2 - (3)
112	〃	〃	〃	給食会計	1 - (3)
113	〃	〃	〃	学級会計	1 - (3)
114	〃	〃	〃	修学旅行会計	1 - (2)
115	〃	〃	〃	新宮少年自然の家会計	1 - (2)
116	〃	〃	〃	四国中央市特別支援教育育成会助成金	1 - (3)
117	〃	〃	〃	資源回収会計 (P T A)	2 - (3)
118	〃	〃	三島小学校	P T A会計	2 - (3)
119	〃	〃	〃	学校給食費	1 - (3)
120	〃	〃	〃	学校徴収金	1 - (3)
121	〃	〃	〃	三島小学校トランペットクラブ	1 - (3)
122	〃	〃	〃	修学旅行	1 - (2)
123	〃	〃	〃	自然の家	1 - (2)
124	〃	〃	〃	教材費	1 - (2)
125	〃	〃	〃	四国中央市特別支援教育育成会助成金	1 - (3)
126	〃	〃	〃	四国中央市特別支援教育育成会助成金 (ことばの教室)	1 - (3)
127	〃	〃	中曽根小学校	P T A会計	2 - (3)
128	〃	〃	〃	給食会計	1 - (3)
129	〃	〃	〃	教材費会計	1 - (2)
130	〃	〃	〃	新宮少年自然の家集団宿泊訓練	1 - (2)
131	〃	〃	〃	修学旅行	1 - (2)
132	〃	〃	〃	図書会計	1 - (2)
133	〃	〃	〃	四国中央市特別支援教育育成会助成金	1 - (3)
134	〃	〃	中之庄小学校	P T A会計	2 - (3)
135	〃	〃	〃	P T A図書会計	2 - (3)
136	〃	〃	〃	P T A緑化費	2 - (3)
137	〃	〃	〃	給食費	1 - (3)
138	〃	〃	〃	学級会計	1 - (3)
139	〃	〃	〃	教育振興費	2 - (3)
140	〃	〃	〃	理科実験費	2 - (3)
141	〃	〃	〃	修学旅行費 (6年)、少年自然の家 (5年)	1 - (3)
142	〃	〃	〃	四国中央市特別支援教育育成会助成金	1 - (3)
143	〃	〃	寒川小学校	寒小P T A	2 - (3)
144	〃	〃	〃	給食費	1 - (3)
145	〃	〃	〃	寒小教育	2 - (3)
146	〃	〃	〃	卒業会計	1 - (3)
147	〃	〃	〃	修学旅行	1 - (2)
148	〃	〃	〃	新宮少年自然の家	1 - (2)
149	〃	〃	〃	学年会計	1 - (3)
150	〃	〃	〃	四国中央市特別支援教育育成会助成金	1 - (3)

別表 公金外現金等一覧表

4 / 7

No.	部	課	施設名	名称	分類
151	〃	〃	豊岡小学校	育豊会（豊岡小学校PTA）	2－（3）
152	〃	〃	〃	給食費	1－（3）
153	〃	〃	〃	新宮少年自然の家会計	1－（2）
154	〃	〃	〃	修学旅行会計	1－（2）
155	〃	〃	〃	教材費	1－（3）
156	〃	〃	〃	四国中央市特別支援教育育成会助成金	1－（3）
157	〃	〃	新宮小・中学校	PTA会計	2－（3）
158	〃	〃	〃	給食費	1－（3）
159	〃	〃	〃	教育後援会会計	2－（3）
160	〃	〃	〃	学年・学級会計	1－（3）
161	〃	〃	〃	図書費	1－（3）
162	〃	〃	〃	修学旅行費	1－（3）
163	〃	〃	〃	少年自然の家宿泊体験費	1－（3）
164	〃	〃	〃	四国中央市特別支援教育育成会助成金	1－（3）
165	〃	〃	長津小学校	PTA	2－（3）
166	〃	〃	〃	給食費	1－（3）
167	〃	〃	〃	教材費	1－（3）
168	〃	〃	〃	自然の家体験活動	1－（2）
169	〃	〃	〃	修学旅行費	1－（2）
170	〃	〃	〃	四国中央市特別支援教育育成会助成金	1－（3）
171	〃	〃	小富士小学校	PTA会費	2－（3）
172	〃	〃	〃	給食費	1－（3）
173	〃	〃	〃	児童活動費	1－（3）
174	〃	〃	〃	修学旅行費	1－（2）
175	〃	〃	〃	少年自然の家活動費	1－（2）
176	〃	〃	〃	教材費（1～6年、特支・松）	1－（3）
177	〃	〃	〃	教材費（特支・梅）	1－（3）
178	〃	〃	〃	四国中央市特別支援教育育成会助成金	1－（3）
179	〃	〃	北小学校	PTA会費	2－（3）
180	〃	〃	〃	学校給食会計	1－（3）
181	〃	〃	〃	教材費	1－（3）
182	〃	〃	〃	修学旅行費	1－（2）
183	〃	〃	〃	自然の家体験活動費	1－（2）
184	〃	〃	〃	緑の募金・赤い羽根共同募金	1－（1）
185	〃	〃	〃	四国中央市特別支援教育育成会助成金	1－（3）
186	〃	〃	土居小学校	PTA会費	2－（3）
187	〃	〃	〃	給食会計	1－（3）
188	〃	〃	〃	学級会計（教材費など）	1－（3）
189	〃	〃	〃	自然の家	1－（3）
190	〃	〃	〃	修学旅行	1－（3）
191	〃	〃	〃	育成会	1－（3）
192	〃	〃	関川小学校	PTA会計	2－（3）
193	〃	〃	〃	給食費	1－（3）
194	〃	〃	〃	教材費	1－（3）
195	〃	〃	〃	科学・視聴覚費	1－（3）
196	〃	〃	〃	修学旅行	1－（2）
197	〃	〃	〃	自然の家体験活動費	1－（2）
198	〃	〃	〃	四国中央市特別支援教育育成会助成金	1－（3）
199	〃	〃	川の江北中学校	PTA会費	2－（3）
200	〃	〃	〃	給食会計	1－（3）

別表 公金外現金等一覧表

5 / 7

No.	部	課	施設名	名称	分類
201	〃	〃	〃	図書費	1 - (3)
202	〃	〃	〃	修学旅行会計	1 - (2)
203	〃	〃	〃	同和教育会計	1 - (3)
204	〃	〃	〃	文化体育振興会積立金	1 - (3)
205	〃	〃	〃	生徒会会計	1 - (3)
206	〃	〃	〃	3年生学年会計	1 - (3)
207	〃	〃	〃	2年生学年会計	1 - (3)
208	〃	〃	〃	1年生学年会計	1 - (3)
209	〃	〃	〃	四国中央市特別支援教育育成会助成金	1 - (3)
210	〃	〃	〃	生徒会資源回収補助金	1 - (3)
211	〃	〃	〃	四国中央市立川の江北中学校文化体育振興会	2 - (4)
212	〃	〃	川之江南中学校	P T A会計・P T A慶弔費	2 - (3)
213	〃	〃	〃	給食費	1 - (3)
214	〃	〃	〃	教材費	1 - (3)
215	〃	〃	〃	体育文化後援会会計	2 - (3)
216	〃	〃	〃	教育充実費	1 - (3)
217	〃	〃	〃	修学旅行費	1 - (2)
218	〃	〃	〃	少年自然の家宿泊体験費	1 - (2)
219	〃	〃	〃	特別支援教育育成会助成金	1 - (3)
220	〃	〃	〃	義援金・募金	1 - (1)
221	〃	〃	三島西中学校	P T A会計	2 - (3)
222	〃	〃	〃	給食会計	1 - (3)
223	〃	〃	〃	クラブ後援会会計	2 - (4)
224	〃	〃	〃	修学旅行会計	1 - (3)
225	〃	〃	〃	校外活動(自然の家)会計	1 - (3)
226	〃	〃	〃	生徒会等会計	1 - (3)
227	〃	〃	〃	用紙会計	1 - (3)
228	〃	〃	〃	3学年会計	1 - (3)
229	〃	〃	〃	2学年会計	1 - (3)
230	〃	〃	〃	1学年会計	1 - (3)
231	〃	〃	〃	四国中央市特別支援教育育成会助成金	1 - (3)
232	〃	〃	三島南中学校	P T A	2 - (3)
233	〃	〃	〃	給食費	1 - (3)
234	〃	〃	〃	南中学校用紙代	1 - (3)
235	〃	〃	〃	図書	1 - (3)
236	〃	〃	〃	南中技家実習費	1 - (3)
237	〃	〃	〃	部活動後援会	2 - (4)
238	〃	〃	〃	教材費	1 - (3)
239	〃	〃	〃	修学旅行費	1 - (2)
240	〃	〃	〃	少年自然の家	1 - (3)
241	〃	〃	〃	南中教育振興費	1 - (3)
242	〃	〃	三島東中学校	P T A会計	2 - (3)
243	〃	〃	〃	学校給食会会計	1 - (3)
244	〃	〃	〃	部活動後援会	2 - (3)
245	〃	〃	〃	教材費会計	1 - (3)
246	〃	〃	〃	修学旅行費会計	1 - (3)
247	〃	〃	〃	自然の家参加費会計	1 - (3)
248	〃	〃	〃	四国中央市特別支援教育育成会助成金	1 - (3)
249	〃	〃	土居中学校	P T A会計	2 - (3)
250	〃	〃	〃	給食費	1 - (3)

別表 公金外現金等一覧表

6 / 7

No.	部	課	施設名	名称	分類
251	〃	〃	〃	体育後援会	2 - (4)
252	〃	〃	〃	文化部後援会	2 - (3)
253	〃	〃	〃	図書費	1 - (3)
254	〃	〃	〃	教材費	1 - (3)
255	〃	〃	〃	修学旅行費	1 - (2)
256	〃	〃	〃	少年自然の家体験活動費	1 - (2)
257	〃	〃	〃	四国中央市特別支援教育育成会助成金	1 - (3)
258	〃	〃	川之江みなみ幼稚園	P T A会費	2 - (3)
259	〃	〃	〃	牛乳おやつ代	1 - (3)
260	〃	〃	〃	誕生会費	1 - (3)
261	〃	〃	〃	教材費	1 - (3)
262	〃	〃	〃	図書費	1 - (3)
263	〃	〃	川之江幼稚園	P T A会費	2 - (3)
264	〃	〃	〃	おやつ代	1 - (3)
265	〃	〃	〃	誕生会費	1 - (3)
266	〃	〃	〃	教材費	1 - (3)
267	〃	〃	〃	図書費	1 - (3)
268	〃	〃	三島南幼稚園	P T A会費	2 - (3)
269	〃	〃	〃	給食費	1 - (3)
270	〃	〃	〃	教材費	1 - (3)
271	〃	〃	〃	図書費	1 - (3)
272	〃	〃	三島東幼稚園	P T A会費	2 - (3)
273	〃	〃	〃	給食費	1 - (3)
274	〃	〃	〃	教材費	1 - (3)
275	〃	〃	〃	絵本代	1 - (3)
276	〃	〃	〃	図書費	1 - (3)
277	〃	〃	新宮幼稚園	P T A会費	2 - (3)
278	〃	〃	〃	給食費	1 - (3)
279	〃	〃	〃	教材費	1 - (3)
280	〃	〃	〃	預かり保育おやつ代	1 - (3)
281	〃	〃	〃	絵本代	1 - (3)
282	〃	〃	〃	誕生会費	1 - (3)
283	〃	〃	土居東幼稚園	P T A会費	2 - (3)
284	〃	〃	〃	給食費	1 - (3)
285	〃	〃	〃	教材費	1 - (3)
286	〃	〃	〃	誕生会費	1 - (3)
287	〃	〃	〃	図書費	1 - (3)
288	〃	〃	土居西幼稚園	P T A会費	2 - (3)
289	〃	〃	〃	給食費	1 - (3)
290	〃	〃	〃	教材費	1 - (3)
291	〃	〃	〃	誕生会費	1 - (3)
292	〃	〃	〃	四国中央市特別支援教育育成会	2 - (4)
293	〃	〃	〃	四国中央市学校給食会 (廃油売上)	2 - (2)
294	〃	〃	〃	四国中央市学校給食会 (川之江地域小学校)	2 - (4)
295	〃	〃	〃	四国中央市学校給食会 (川之江地域中学校)	2 - (4)
296	〃	〃	〃	四国中央市学校給食会 (三島地域)	2 - (4)
297	〃	〃	〃	四国中央市学校給食会 (土居地域)	2 - (4)
298	〃	〃	〃	四国中央市学校給食会 (新宮地域)	2 - (4)
299	〃	〃	〃	財団法人伊予三島奨学会	2 - (3)
300	〃	〃	〃	財団法人川之江奨学会	2 - (3)

別表 公金外現金等一覧表

7 / 7

No.	部	課	施設名	名称	分類
301	〃	生涯学習課		四国中央市PTA連合会	2-(4)
302	〃	〃		四国中央市連合婦人会	2-(4)
303	〃	〃		四国中央市愛護班連絡協議会	2-(4)
304	〃	〃		放課後子ども教室(赤石フレンド教室)	1-(3)
305	〃	〃	川之江公民館	川之江地区ふるさとづくり推進協議会	2-(2)
306	〃	〃	金生公民館	金生地区ふるさとづくり推進協議会	2-(2)
307	〃	〃	〃	金生町体育文化後援会	2-(2)
308	〃	〃	〃	金生地区社会福祉協議会	2-(2)
309	〃	〃	上分公民館	上分地区ふるさとづくり推進協議会	2-(2)
310	〃	〃	金田公民館	金田地区ふるさとづくり推進協議会	2-(2)
311	〃	〃	川滝公民館	川滝地区ふるさとづくり推進協議会	2-(2)
312	〃	〃	妻鳥公民館	妻鳥地区ふるさとづくり推進協議会	2-(2)
313	〃	〃	〃	妻鳥地区愛護班連絡協議会	2-(2)
314	〃	〃	〃	妻鳥町体育文化推進協議会	2-(2)
315	〃	〃	〃	妻鳥民主化教育協議会	2-(2)
316	〃	〃	松柏公民館	松柏公民館ふるさとづくり実行委員会	2-(2)
317	〃	〃	三島公民館	三島公民館ふるさとづくり実行委員会	2-(2)
318	〃	〃	中曽根公民館	中曽根公民館ふるさとづくり実行委員会	2-(2)
319	〃	〃	中之庄公民館	中之庄公民館ふるさとづくり実行委員会	2-(2)
320	〃	〃	寒川公民館	寒川公民館ふるさとづくり実行委員会	2-(2)
321	〃	〃	豊岡公民館	豊岡町ふるさとづくり実行委員会	2-(2)
322	〃	〃	嶺南公民館	嶺南公民館ふるさとづくり実行委員会	2-(2)
323	〃	〃	新宮公民館	新宮地区ふるさとづくり推進協議会	2-(2)
324	〃	〃	〃	宇摩交通安全協会新宮支部	2-(2)
325	〃	〃		四国中央市体育指導委員協議会	2-(2)
326	〃	〃		四国中央市スポーツ少年団	2-(4)
327	〃	文化図書課		四国中央ふれあい大学	2-(4)
328	〃	〃		県展移動展	2-(4)
329	〃	〃		古代官道調査保存協議会	2-(3)
330	〃	〃		書道パフォーマンス甲子園実行委員会	2-(3)
331	〃	〃	暁雨館	四国中央伝統芸能保存会	2-(4)
332	〃	〃	〃	俳諧の里土居俳句大会実行委員会	2-(4)
333	〃	〃		四国中央市文化協会	2-(4)
334	〃	〃		四国中央市文化協会三島支部	2-(3)
335	〃	〃	川之江文化センター	四国中央市文化協会川之江支部	2-(2)
336	〃	〃	土居文化会館	四国中央市文化協会土居支部	2-(3)
337	〃	人権啓発課		四国中央市人権教育協議会	2-(4)
338	水道局	水道総務課		四国中央市湖水まつり実行委員会	2-(4)
339	消防本部	安全・危機管理課		四国中央市危険物安全協会	2-(3)